

スルホキサフロルの残留基準の取扱いについて

1. 経緯

- 農薬スルホキサフロルの残留基準については、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（インポートトレランス申請）がなされたことに伴い、基準値の設定について審議を進めているところ。
- 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、平成27年9月に開催された農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、基準値案が了承された。
- 平成27年11月、米国環境保護庁（EPA）が、裁判所の命令^{注1）}に基づき、すべてのスルホキサフロル製剤の登録を取り消し、これによりスルホキサフロル製剤の米国での販売は原則禁止された^{注2）}。
- このため、インポートトレランス申請に係る基準値設定が確定できないことから、EPAの再登録の結果を待った上で基準値案について検討する旨を、平成28年3月4日開催の本部会に報告し基準値設定の手続を保留した。
- EPAは平成28年10月14日、ミツバチへ影響を与えないよう、一部の適用作物への使用を削除するとともに開花時期を避ける使用方法に変更して再登録されたことから、基準値設定の手続きを再開するもの。

注1） 養蜂団体等からの提訴を受けたものであり、裁判所は、スルホキサフロルについて、蜜蜂への影響に関する十分なデータの提出を求めないままEPA が登録を認めたことは無効として、その登録の取消を命じた。

注2） ただし、エンドユーザー（農家等）が所持する製剤については、従前認められていた使用方法を遵守する限り、引き続き使用が可能。

2. 再登録の内容

EPAはミツバチへの影響について評価し、以下のとおり再登録した。なお、米国における食品中の残留基準値には変更がない。

- 開花時期が長く、時期が定まらない作物（かんきつ、わた、ウリ類、だいず、いちご）は、使用基準から削除。
- ミツバチが訪花する可能性のある作物（果菜類（うり科を除く）、仁果類、核果類、ベリー類、なたね等）は落花後の使用に制限されるよう使用方法を修正。
- ミツバチが訪花しない作物（大麦、小麦等）や開花前に収穫する作物（葉菜類、根菜類、鱗茎類）は修正なし。

3. 日本の農薬登録における対象作物の取扱い（予定）

農林水産省は、国内登録について申請されている全作物を登録予定。また、ミツバチについて、注意事項を記載する予定。

(米国の登録が変更された農作物の日本における登録の取扱い予定)

米国（再登録後）	日本（登録予定）
かんきつ（削除）	かんきつ
うり科野菜（削除）	きゅうり
果菜類（うり科を除く、落花後の使用に制限）	トマト、ミニトマト
仁果類（落花後の使用に制限）	りんご、なし

4. 食品中の残留基準の取扱い（案）

米国の再登録により削除又は使用法が変更された食品中の残留基準の取扱い（案）は以下のとおり。

- ① コーデックス基準が設定されている食品については、これを参照して残留基準設定を行う。（例）いちご：米国基準値（0.7ppm）→ コーデックス基準（0.5ppm）
- ② 国内で登録が予定されている農作物については、その作物残留試験により残留基準設定を行う。（例）きゅうり：0.7ppm（国内作物残留データより）。
- ③ 使用時期が落花後に制限された農作物については、収穫前日数に変更はなく、残留基準値を変更しない。

農薬スルホキサフロルの残留基準の設定について

1. 残留基準設定の経緯

- 農薬スルホキサフロルの残留基準については、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請(インポートトレランス申請)がなされたことに伴い、基準値の設定について審議を進めているところ。
- 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、平成27年9月に開催された農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、別添報告書の基準値案が了承された。

2. 米国における状況

- 平成27年11月、米国環境保護庁(EPA)が、裁判所の命令^{注1)}に基づき、すべてのスルホキサフロル製剤の登録を取り消し、これによりスルホキサフロル製剤の米国での販売は原則禁止された^{注2)}。

注1) 養蜂団体等からの提訴を受けたものであり、裁判所は、スルホキサフロルについて、蜜蜂への影響に関する十分なデータの提出を求めないまま EPA が登録を認めたことは無効として、その登録の取消を命じた。

注2) ただし、エンドユーザー(農家等)が所持する製剤については、従前認められていた使用方法を遵守する限り、引き続き使用が可能。

- 当該登録取消は、EPA が蜜蜂への影響に関する十分なデータの提出を求めなかったことを理由とするものであり、人の健康への懸念によるものではない。

米国では、登録の取消後も食品中の残留基準値は維持されており、スルホキサフロルが適正に使用された農作物の流通は引き続き可能。

- 米国企業は、現在スルホキサフロル製剤の再登録を EPA に申請中。

【参照】 Cancellation Order Issued for Sulfoxaflor (EPA ウェブサイト):
<http://www.epa.gov/pesticides/cancellation-order-issued-sulfoxaflor>

3. 今後の進め方

- 米国での登録取消は、上記のとおり人の健康への懸念を理由としたものではないため、食品の安全性の観点からは残留基準の設定には影響しないと考えられる。
- 一方、今回の基準設定の理由の一つが米国を参照国としたインポートトレランス申請に対応したものであったところ、米国では当該農薬の登録が取り消された状況にあることから、現在申請中の再登録の結果を待った上で、基準値案について検討することとする。

【参考】スルホキサフロルの残留基準設定に係るパブリックコメントの概要

平成27年9月の農薬・動物用医薬品部会で了承された基準値案について、平成27年12月4日から平成28年1月2日にかけてパブリックコメントを募集したところ、概要は以下のとおり。

(1) コメント総数：537件

(2) 分類及び主な御意見^{注1)}

①農薬の登録・使用に関する御意見（185件）

- ・欧米で規制されているネオニコチノイド系農薬^{注2)}を使用すべきでない。
- ・全体として農薬を減らし、有機農業、環境保全型農業を推進すべき。

②ミツバチ影響に関する御意見（333件）

- ・ミツバチへの毒性が高く、使用すべきでない。
- ・ミツバチが減少すれば農業生産にも悪影響を及ぼす。

③環境影響に関する御意見（139件）

- ・昆虫、鳥など様々な生物や環境への悪影響が懸念される。
- ・生態系に悪影響を及ぼすような農薬を使用すべきでない。

④米国の登録取消に関する御意見（268件）

- ・米国で使用禁止になった農薬を日本で規制緩和すべきでない。
- ・米国での使用禁止について審議会やパブリックコメントで説明すべき。

⑤残留基準に関する御意見（107件）

- ・国際基準よりも高い米国の基準値に合わせるべきでない。
- ・基準値の根拠が不明。

⑥暴露評価に関する御意見（9件）

- ・浸透性農薬のため水洗いでは流れず、長期摂取をする可能性が高い。

⑦毒性評価に関する御意見（57件）

- ・ネオニコチノイド系農薬は、人の神経系や発達への影響も懸念される。
- ・人体への長期的影響が不明である。

⑧その他の御意見（33件）

- ・農産物の輸出促進や、日本の食の安全をアピールするためにも、海外で規制されている農薬を使用すべきでない。
- ・外国や企業の利益を優先すべきでない。

注1) 各項目の件数については、1通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれの項目に該当するか曖昧なものがあるため、各項目の件数はあくまでも目安である。また、事実とは異なる御意見もあるが、あくまでも寄せられた御意見を記載した。

注2) スルホキサフロルは、ネオニコチノイド系農薬と同じ作用機序（ニコチン性アセチルコリン受容体の阻害）により殺虫効果をもつが、化学構造的にはスルホキシミン系殺虫剤に分類される。